

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 6 年 9 月 1 7 日

薩摩川内市議会

川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 成 川 幸 太 郎

1 委員会の開催日

9 月 1 0 日

2 付託事件及び審査結果

・ 陳情第 1 2 号 乾式貯蔵施設に関する陳情

本陳情については、まず当局から、乾式貯蔵施設の建設に係るものは安全協定に基づく事前協議の対象になること等について説明を受け、委員から

「六ヶ所再処理工場の稼働前に乾式貯蔵施設の設置に係る事前協議を受けることは、乾式貯蔵施設の設置に関する説明を受けたことになり得るため、事前協議を拒否することはできないのか」との質疑があり、当局から「事前協議を拒む条項はなく、事前協議後にいろいろな調査を行い、最終的に原子力規制委員会の審査等を踏まえて回答することとなるため、入口の段階から拒否できない」旨の答弁があった。また、委員から使用済燃料を格納しているキャスクからの放射線が人体へ及ぼす影響に関して質疑があり、当局から

「他の発電所で既に使用されているキャスク表面で、1 時間当たり 0. 0 0 5 から 0. 0 1 ミリシーベルトまでが測定されている」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、採決を求める意見があったことから討論に入った。

討論では、「市民の安心・安全を確保するためには、事前協議を行い、しっかりと意見を聞き、それを踏まえて判断し、市民に伝えていくべきであり、原子力政策についてはより一層協議を進めていくべき」という反対討論と、

「六ヶ所再処理工場が完成するか分からない時点において、乾式貯蔵施設の設置に係る事前協議を受けて地元同意が得られた場合、永久に使用済燃料を受け入れることになりかねない」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。